

令和4年7月1日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

生活安全部長

少年相談の実施要領について（通達）

この度、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）並びに三重県少年警察活動に関する訓令の一部を改正する訓令（令和4年三重県警察本部訓令第10号）の制定に伴い、少年相談の取扱いについて、別添のとおり「少年相談の実施要領」を定めたので事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

少年相談の実施要領

第1 目的

この要領は、三重県少年警察活動に関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第1号）第89条の規程に基づき、三重県警察における少年相談の実施について同訓令に定めるもののほか必要な事項を定め、もって少年相談の適正かつ効果的な実施に資することを目的とする。

第2 少年相談の意義

少年相談とは、少年又はその保護者若しくはこれに代わるべき者から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、その内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うことをいう。

第3 少年相談担当責任者及び少年相談担当者の指定

- 1 少年課長及び警察署長は、少年相談担当責任者を指定し、所属における少年相談の処理を統括させるものとする。
- 2 少年相談担当責任者は、少年課にあっては課長補佐を、警察署にあっては生活安全課長又は生活安全刑事課長を指定するものとする。
- 3 少年相談担当責任者は、少年警察部門の警察職員の中から少年相談を処理するために必要な知識及び技術を有すると認められる者を少年相談担当者に指定し、少年相談の処理に従事させるものとする。

第4 相談専用電話の設置

少年相談の専用電話として、少年課に「少年相談110番」を設置する。

第5 少年相談の取扱い

少年又はその保護者若しくはこれに代わるべき者から少年相談があったときは、原則として少年相談担当者が取り扱うものとし、少年相談担当者以外の警察職員が少年相談を受けた場合には、少年相談担当者に引き継ぐものとする。ただし、当該少年相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、少年課長又は警察署長に報告し、少年相談担当責任者に連絡した上、自ら当該少年相談を処理することができる。

第6 少年相談の措置

- 1 警察職員は、受理した少年相談のうち、簡易なものについてはその場で適宜、指導、助言その他の援助を与えるものとし、複雑なものについては、これを少年

相談担当者に引き継ぎ、相談者に対し当該少年相談担当者への連絡方法等を教示するものとする。

- 2 少年相談担当者は、受理し、又は引継ぎを受けた少年相談について、少年相談担当責任者に相談内容を報告の上、必要な指揮を受けた後、相談者に対し適宜指導、助言その他の援助を与えるものとする。
- 3 少年相談に係る事案を解決するため、当該少年相談において問題となっている少年(以下「対象少年」という。)自身に面接し、これに対する指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められるときは、少年課長又は警察署長に報告の上、対象少年の保護者又はこれに代わるべき者と連絡をとり、対象少年を適当な場所に招致して指導、助言その他の援助を行う。ただし、対象少年が特定少年(少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第2号に規定する特定少年をいう。)の場合は、本人と連絡をとり、指導、助言その他の援助を行うものとする。また、この場合に、当該特定少年の指導、助言その他の援助を行う観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。

なお、対象少年に対して相当期間継続して指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められる場合は、対象少年の性格を正しく把握した上、非行等の原因、家庭環境等について改善を促すなど継続的に指導、助言その他の援助を行うほか、必要に応じて、児童相談所、学校等の関係機関等が対象少年に係る情報を共有し、連携して対応する少年サポートチームを効果的に活用するものとする。

- 4 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐ等相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

第7 警察本部による警察署に対する支援強化

少年課長は、警察署が取り扱う少年相談のうち、カウンセリング等の専門的な指導・助言のほか、他機関における対応が適当と認められる相談等については、少年サポートセンターが主体となって少年育成支援官の派遣や関係機関への連絡・調整を行うなど必要な支援を積極的に行うこと。

第8 配意事項

- 1 少年相談は、少年サポートセンター等少年警察部門の職員が配置された施設内において行うことが原則であるが、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。
- 2 少年相談の実施に当たっては、相談者の心情を十分に考慮して行うとともに、

関係者の秘密の保持に特に配慮するものとする。

- 3 警察本部及び警察署においては、少年相談の利用を促進するため、広報に努めるとともに、少年相談室等を設けたときは、当該施設の入口等に適当な表示を掲げるものとする。
- 4 少年相談を推進するに当たっては、少年相談担当者が少年相談に関する教養や研修を受けられるように留意し、関係機関との事例研究会、情報交換会等を開催するなど関係機関との連携の強化にも配慮して、少年相談の処理体制の充実を図るものとする。
- 5 少年相談に係る指導、助言その他の援助を行うに当たっては、少年指導委員、少年警察協助手等の民間有志者を有効に活用するように配慮すること。

第9 記録等

受理した少年相談については、その処理結果を明確にしておくため、「苦情、相談等事務処理要綱（平成27年12月24日付け（広）第68号別添）に規定する苦情・相談等取扱カードに記録し、速やかに所属長に報告するものとする。